

特別養護老人ホームあずみの里

業務上過失致死事件

発行：2020年2月4日

2020年1月30日 特養あずみの里「業務上過失致死」事件で東京高裁刑事第6部は、弁護側が申請した証拠及び証人申請を棄却し結審（審理終了）しました。

第一審（地裁）では、利用者の死因は窒息であると一方的に決めつけ、その責任（過失）が山口さんにあるという不当な判決を出しました。そのため、弁護団は即日控訴し、死因が窒息ではないということを立証するために準備を進めてきました。弁護団が控訴審で提出した3通の医学意見書は、脳の専門家による意見書で入所者の死因は脳梗塞との見解を示す大変重要な証拠でした。Kさんの死因にかかわる重要な証拠を審理しようともせずに結審を言い渡した裁判所の対応は、責務放棄と言わざるを得ません。

真実に目を背け、耳をふさぐような裁判所の態度は、国民が公正な裁判を受ける権利を侵害し、裁判所が冤罪を作り出すことにもなります。同時に、被告人とされている山口さんの人生を大きく左右するもので、到底容認できるものではありません。

専門家の意見に耳を傾けることをしようもしない裁判所の決定に対し、怒りをもって抗議します。抗議行動へのご支援、ご協力をお願いいたします。

★事件概要

- ・ 平成25年12月12日 異変発生（食堂でドーナツを食べていた85歳女性の急変）
- ・ 平成26年1月16日 死亡（死亡診断書は、来院時心肺停止、低酸素脳症）
- ・ 平成26年2月1日 示談成立
- ・ 平成26年12月26日 起訴（注視義務違反の業務上過失致死）
- ・ 平成31年3月25日 第1審判決（おやつ形態確認義務違反・罰金20万円）控訴
- ・ 令和2年1月30日 控訴審（東京高裁第6刑事部）第1回公判

★一審判決要旨

争点1 死因はドーナツによる窒息と認定

- ・ 嚥下能力に問題があり、本件ドーナツのかたさと量は声門を閉塞する。
- ・ 窒息から意識消失までの時間、咳嗽反射、窒息サインの有無など弁護人主張を全て却下

争点2 注視義務違反の過失はなし

- ・ Kさんの異変に気が付くことができる程度の注視を求めることは困難

争点3 おやつ形態確認義務違反を認める

- ・ 形態を誤って提供した場合、窒息誤嚥による死亡の結果を予測できた。
- ・ 申し送り・利用者チェック表をさかのぼって確認するべきだった。

東京高等裁判所裁判官が新証拠を採用せず結審したのは裁判を受ける権利を奪うものでは？

「訴えているのは、公正に裁判をやってくれということ。だから、証拠をちゃんと見てくれということ。人がなぜ死んだのかを判断できるのはお医者さんだけ。弁論もさせないで裁判を閉めてしまう。恐ろしさと、それ以上に怒りを感じる。」

報告集会での介護職員の訴え



介護現場での急変事例で対応した職員が刑事罰をうけることになれば日本の介護現場は崩壊の危機

傍聴した 日本赤十字看護大学名誉教授 川嶋みどりさん

「介護の未来が暗かったから困ります。明るくするために国民的運動を」

医学の専門家ではない裁判官が死因について医学的な検証を行わず判決を書くことは許されない。

死因について医学者の見解

異なる意見があるのだから裁判の場で意見をそれぞれ聞くべきではないでしょうか

	第一審			控訴審		
証人	U医師	N教授	F医師	Y医師ほか、放射線科医師3名	Y教授	H教授
申請	検察官	検察官	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士
経歴等	搬送先病院の主治医	大学病院分院の救急科教授	リハビリテーション科医師(元脳神経外科)	オートプシーイメージングの専門家	救急医学教授(前日本救急医学会代表理事)	脳神経外科教授(元大学病院院長)
死因	脳梗塞	窒息	脳梗塞	脳梗塞	脳梗塞	脳梗塞